

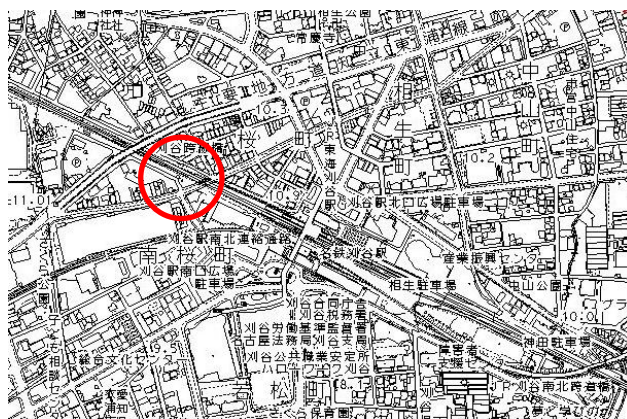
令和8年度
南桜街園移動販売事業者募集要領

1 事業者募集のねらい

本市では、刈谷駅周辺の公共空間の活用によるまちの魅力の向上に取り組んでいます。そこで、南桜街園において飲食の提供を目的とした移動販売の事業者を募集し出店していただくことで、駅周辺の更なる賑わいの創出につなげていきたいと考えています。さらに事業者による公園の清掃、SNSを活用した魅力の発信及び駅周辺でのまちづくり活動への積極的な参加を期待しています。

2 施設の概要

- (1) 名 称 南桜街園
- (2) 面 積 347㎡
- (3) 主な施設 トイレ、ベンチ 4脚、
コンセント 1箇所（2個口、容量2000W）
- (4) 位 置 刈谷市南桜町2丁目72-2



(5) 平面図

凡例：出店可能箇所 



※出店可能箇所からコンセントまでは約20m離れているため、延長コードが必要です。

※2つの事業者が同時にコンセントを使用する場合、先に申込みされた方が優先使用できるものとします。なお、容量不足となる場合、後に申込みされた事業者が電源確保等の対応をしてください。

3 出店の概要

(1) 販売方法

飲食物の提供を目的としたキッチンカー及びテント販売

(2) 出店可能面積

約30㎡(3m×10m) ※キッチンカー2台分を想定

(3) 出店可能時間

午前9時から午後4時までの希望時間帯とし、平日開庁日を基本とする。

※電源の鍵の受渡し・準備・片付け時間を含む。

(4) 火気使用

不可(電気ケトル、IHヒーター等は可)

(5) 駐車場

専用駐車場無し

(6) 使用料

1店舗 1,010円/日(事後精算)

4 出店の要件

(1) 食品営業許可証等、当該施設での営業に伴い関係法令上必要となる許可、資格等を有していること。

(2) 国税及び地方税について滞納がないこと。

(3) 「刈谷市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置対象となる法人等でないこと。

(4) 破産法に基づき破産手続開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者でないこと。

5 出店に対する制限

(1) 出店について、第三者に権利の譲渡又は転貸等を行うことなく、自ら行うこと。

(2) アルコール類は販売しないこと。

(3) 音響設備や拡声器等を使用する場合は、周辺環境へ配慮すること。

(4) キッチンカーも公園の景観を構成する重要な要素と捉え、派手な看板や広告幕等を使用しないこと。

(5) 危険な行為をしないこと。また他の利用者に迷惑をかけないように努めること。

(6) 事業者の行為が当該施設での行為として適切でないと判断した場合は、出店の中止等を求めることがある。

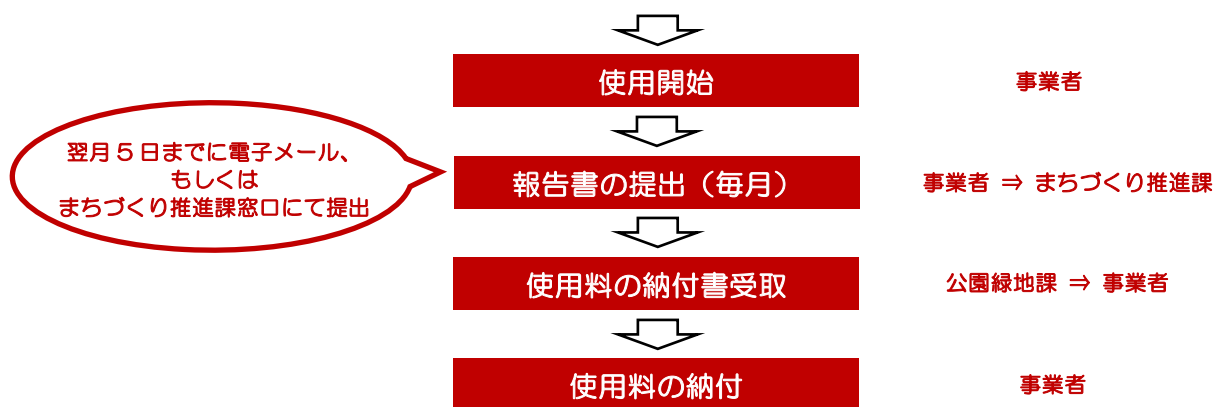
6 その他の要件

- (1) 事業者の不注意による負傷等は、自己で責任を負うこと。
- (2) 公園施設・器具・樹木等は大切に取り扱い、破損した場合、来園者との事故または苦情等が発生した場合は速やかに市に連絡するとともに、事業者の責任において適切に対処すること。
- (3) 事業に伴って発生したごみ等は、事業者の責任において適正に処理すること。また処理に関する費用は、事業者が負担すること。
- (4) プロパンガスの持ち込みによる出店をしないこと。
- (5) キッチンカーやテント以外で火気の使用をしないこと。
- (6) 使用するエリアだけでなく、当該施設の他の場所も積極的に清掃を行うこと。
- (7) Instagram で公園の魅力を含めてアピールすること。
- (8) 事業者の都合によるキャンセルは出店日の前日午後4時までに、天候不良によるキャンセルは当日の午前8時30分から午前9時までに、まちづくり推進課へ連絡をすること。
- (9) 次に該当する場合は、営業を認めない、または出店の許可を取り消す場合がある。
 - ア 緊急の工事等により、支障があると市が認めたとき。
 - イ 災害対応、感染症防止等の措置を講じるため必要と認めたとき。
 - ウ 市が特に必要と認めたとき。
- (10) 事業者の故意または過失により発生した事故や苦情に対し、誠意をもって対応し、賠償責任を負うこと。
- (11) 今後、刈谷駅周辺のにぎわい創出に向けた、まちづくり活動に積極的に参加・協力すること。

7 手続について

(1) 手続の流れ





(2) 申込方法

以下の書類を（１）の手続の流れに基づき各窓口にて受付期間内に電子メールもしくはまちづくり推進課窓口にて提出すること。なお、イからオまでの書類は、過去に申請した時点と変更がない場合、省略することができる。ただし、ウについては、有効期間更新時に必ず提出すること。

ア 参加申込書兼誓約書（様式１）

イ 提案書（様式２）

※「その他の要件」（６）、（７）、（１１）に関する具体的な内容を提案して下さい。

ウ 食品営業許可証の写し

※有効期間内であることを確認すること。

エ 販売状況（車両や看板等の大きさやデザイン等）が確認できる写真・画像

※写真・画像３枚程度をＡ４サイズにまとめること。

オ 販売品目が確認できるチラシ等

※Ａ４サイズにまとめること。

カ 公園内行為許可申請書

(3) 受付期間

~~第１期 出店期間 令和８年４月１日（水）～６月３０日（火）~~

~~受付期間 令和８年２月２５日（水）～３月１１日（水）【終了】~~

~~第２期 出店期間 令和８年７月１日（水）～９月３０日（水）~~

~~受付期間 令和８年５月２７日（水）～６月１０日（水）【終了】~~

第３期 出店期間 令和８年１０月１日（木）～１２月２８日（月）

受付期間 令和８年８月２６日（水）～９月９日（水）

第４期 出店期間 令和９年１月４日（月）～３月３１日（水）

受付期間 令和８年１１月２５日（水）～１２月９日（水）

※変更がある場合は市のホームページ等で周知する。

※これまでに4期以上の出店経験がある事業者を優先とし、応募多数の場合は出店調整あり。

(4) 出店報告

出店した翌月5日までに「移動販売日報書書(様式3)」を電子メールもしくはまちづくり推進課窓口にて提出すること。

※本事業の今後のあり方を検討するにあたり、売り上げに関するデータが必要なため、報告書に記載の売上人数及び売上金額を報告すること(令和8年度第2期募集分より追加)。

(5) 留意事項

ア 提出された書類は返却しない。

イ 申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。

ウ コンセント設置箇所の鍵は、その都度使用前にまちづくり推進課で受取り、使用後は返却すること。

(6) お問い合わせ

まちづくり推進課 都市拠点係

電話 0566-62-1022(直通)

電子メール machi@city.kariya.lg.jp

公園緑地課 緑活用係

電話 0566-62-1023(直通)

電子メール kouen@city.kariya.lg.jp